

保健師

伊勢崎保健福祉事務所
三井 早苗

●配属歴
H20 東部保健福祉事務所
H23 桐生保健福祉事務所
H24 こころの健康センター
H27 医務課
H31 現所属



現在の仕事

心の悩みを抱えた方やその家族からの相談に対応したり、時には訪問をしたりして、本人が住み慣れた場所で生活ができるよう、医療・福祉・市町村・警察など様々な機関と連携しながら、サポートしています。

また、保健師志望の学生の実習受け入れを担当し、実習プログラムの作成や実施、市町村への学生の受け入れ依頼などを行っています。

受験者へのメッセージ

訪問や面接などの個別支援や、研修会の企画、会議の調整、予算の確保など、県の保健師の業務はとても幅広く、それまでの自分の価値観を揺さぶられる経験がたくさんあります。上司や先輩保健師が優しくサポートしてくれますので、一緒に頑張りましょう。



検査で使用する器具の確認には細心の注意を払っています

病院薬剤師

病院局 (医療技術者)
新井 咲紀

●配属歴
H28 現所属



現在の仕事

調剤業務やミキシング業務、院内製剤業務、薬剤管理指導業務 (現在はICU担当)、入退院支援センター業務などを行っており、それらのほとんどの基本業務に1年目から携わっています。

また、感染制御チームや抗菌薬適正使用支援チームにも参加しており、TDMの実施やラウンド等を行っています。

受験者へのメッセージ

群馬県の県立病院は、循環器・がん・精神・小児の4分野において、それぞれ独立した病院であるため、より高度な専門的知識を身に付けることができます。県立病院で一緒に働いてみませんか。



病態や検査値から薬剤選択が適切に確認し調剤します

▶ **ワークライフバランスの実現に向けて** ～育児介護等休暇制度～

過去に掲載した職員も採用情報HPで公開しています!

広報課 主任 富澤 洋子



育児休業等利用経歴
H27.11～H29.3 産前産後休暇・育児休業
H29.4～ 部分休業

制度を利用することに対する職場の雰囲気について

産前産後休暇及び育児休業の取得を経て、現在は部分休業を取得し、定時より30分早く退庁しています。当初は、短い勤務時間で出産前と同じような働き方ができず、仕事も育児も中途半端に感じてしまうこともありました。そんなとき、管理職や同僚から「今日のお迎えは大丈夫?」などと声をかけていただき、応援してくれる方がたくさんいることを実感しました。それからは、「不在時や急な発熱等の休暇に備え、仕事の進捗を上司にこまめに報告して、状況を共有しよう」と考えられるようになり、自分の気持ちと業務の整理をすることで、時間的な制約があるなかでも前向きに仕事ができるようになりました。

上司にも大変協力していただき、作成した資料等をすぐに確認してくださるので、仕事がスムーズに進むことが多く、とてもありがたいです。

1日のスケジュール

- 7:45 子どもを保育所に送る
- 8:30 出勤
- 16:45 勤務終了(部分休業)
- 17:15 子どもを保育所に迎えに行く
- 18:00 帰宅
- 19:00 夕食
- 20:30 子どもの寝かし付け



受験者へのメッセージ

共働きで育児をしていると大変なこともあります。困った時には相談できる経験豊富な先輩職員がたくさんいます。私自身、まだまだ勉強中ですが、協力してくださる周囲の方に感謝しながら、子どもと一緒に成長していけたらいいと感じています。

いろいろな職場を経験できて自分自身の成長にも繋がる働き方ができる県職員は、とても魅力的な仕事だと思います。皆さんと一緒に働ける日を楽しみにしています。

● **育児介護等休暇制度 (令和2年度)**

	妊娠	出産	1歳	2歳	3歳	小学校入学	中学校入学
女性職員	妊娠障害休暇 【1回の妊娠につき16日以内】	産前産後休暇 【産前8週間、産後8週間】					
男性職員		配偶者出産休暇 【妻の出産による入院日～出産後2週間までの期間で3日以内】					
		育児参加休暇 【出産予定日前8週間～出産日後8週間までの期間で5日以内】					
男女共通		育児休業 【3歳になるまで】					
		育児時間 【生後1年4月になるまでの期間、1日2時間を超えない範囲】					
		育児短時間勤務 【小学校に入学するまでの期間で、勤務時間を短縮】					
		部分休業 【小学校に入学するまでの期間で、1日2時間を超えない範囲】					
						子育て部分休業 【小学校1年生～3年生の期間で、1日2時間を超えない範囲】	
						フレックスタイム制 【中学校卒業までの期間、子どもなどの介護をする場合又は障害を有する職員である場合、始業・終業時刻を一定の範囲内で選択】	
						看護休暇 【高校卒業までの期間で、1年度につき小学校就学前は5日以内 (2人以上は10日以内) 小中学生、高校生は3日以内 (2人以上の場合1人につき1日加算)】	
					短期の介護休暇 【1年度につき5日以内】		
					介護休暇 【合計180日/年の範囲内で、3回まで分割取得可能】		
					介護時間 【介護が必要な状態になってから3年以内で、1日2時間を超えない範囲】		